議案参考資料

[平成 29 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

総務課庶務係

議案名

議案第10号 町及び字の区域の変更について

趣旨・目的

町及び字の区域を変更するため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、 議会の議決を得ようとするものです。

概要

広沢水源地跡地については、広沢町四丁目の区域と広沢町間ノ島の区域が 所在していることから、広沢町四丁目に統一するため、次のとおり町及び字 の区域を変更します。

変更前			変更後	
町	字	地 番	町	字
広沢町間ノ島	間ノ島下河原	10番1	広沢町四丁目	請場
		10番2		
	間ノ島	21 番 18		
		21 番 41		

背景・経過

広沢水源地跡地は、人口減少対策や産業振興等の推進を図ることを目的に、その一部(22,494.14 平方メートル)を事業提案方式による公募により平成28年8月に売却し、当該用地は、購入業者により住宅用地等として分譲されることが予定されています。

当跡地は、広沢町四丁目の区域と広沢町間ノ島の区域が所在していることから、市民に混乱や不便を来たすことがないよう、広沢町間ノ島の一部を広沢町四丁目に編入するものです。

